

令和2年4月5日

各保護者 様

大田区教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る新学期の対応について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況や東京都が感染拡大警戒地域に含まれるという新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解、東京都の要請等を鑑み、令和2年4月3日付け「新型コロナウイルス感染症に係る新学期の対応について」を改訂し、大田区立学校における新学期の取扱いを下記のとおりとします。何卒、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 新学期の対応

- (1) 4月6日(月)から5月6日(水)まで、臨時休業とします。ただし、始業式及び入学式については、規模を縮小して予定日に校庭にて実施します。
- (2) 始業式については、校庭にて行います。
- (3) 入学式については、参加者を、新入生、教職員、保護者のみとし、校庭にて式の内容を縮小し、可能な限り短時間で行います。
- (4) 臨時休業期間中についての分散登校と校庭開放は、4月10日(金)まで中止とします。
- (5) 4月13日(月)以降の対応については、別途お知らせいたします。
- (6) 始業式及び入学式以降の登校については、御家庭の判断とし、登校しなくても、欠席にはなりません。
- (7) 5月6日(水)までについては、中学生の部活動は中止とします。

2 その他

- (1) 家庭においても、十分な睡眠、バランスのとれた食事など、規則正しい生活習慣を徹底し、日常の健康管理に努めるよう御指導ください。引き続き、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図るようお願いいたします。
- (2) 臨時休業中の行うことができなかった授業については、土曜授業及び夏季休業中に行うことを検討しています。
- (3) 今後の対応は、状況に応じ、変更した場合、新たに通知いたします。

<問い合わせ先>

大田区教育委員会指導課指導主事

03-5744-1435